塩谷町の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、塩谷町の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、前年度における塩谷町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

(1)職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の構成(部門別)

【H19.4.1 現在】

(1110.4.1 9)					
Þ	区 分		18年度	19年度	増減
	議	会	3 \	人 3	人 0
	総	務	3 3	3 1	A 2
_	税	務	10	10	0
般	民	生	3 0	3 0	0
般行政部門	衛	生	1 1	1 1	0
部門	農林水	産	2 1	1 8	A 3
	商	エ	1	1	0
	土	木	9	1 1	2
	小	計	1 1 8	1 1 5	A 3
特別 行政	教	育	3 4	3 0	A 4
公	水	道	5	4	1
公営 企業	その	他	6	6	0
業	小	計	1 1	1 0	1
6	計 計		1 6 3	1 5 5	▲ 8

②職員の採用状況 (受験者数)

豆 八		校田女粉				
区分	男	女	計	採用者数		
一般行政職	人	人	人	人		
加又1丁4以41以	2	5	7	3		
技能労務職	0	0	0	0		
計	2	5	7	3		

③退職者数

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
一般行政職	人 2	人 5	人 1	8
技能労務職	2	0	0	2
計	4	5	1	1 0

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考) 18年度の
	18年3月末	A		В	B/A	人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19 年度	13,696	4,705,270	161,577	1,326,518	28.2	30.6

②職員給与費の状況 (一般会計決算)

豆八	職員数		一人あたり			
区分	A	給与	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	の給与費 B/A
19 年度	人 151	千円 628,514	千円 57 ,200	千円 253,317	千円 939,031	千円 6 ,218

- ・職員手当には退職手当は含みません
- ・ 給与費は当初予算に計上された額である

③初任給の状況

区分	学 歴 塩谷町		国
<u></u>	大 学 卒	161,600 円	172,200 円
般行政職	短 大 卒	149,800 円	152,800 円
職	高校卒	140,100 円	140,100 円

④特別職の報酬月額

×	区分		現行条例		期末手当	
	町		長	700,000 円	770,000 円	6月期 1.60月分
給与	副	町	長	0 円	610,000 円	12月期 1.70月分
	教	育	長	515,000 円	565,000 円	計 3.30月分
	議		長	340,000 円	340,000 円	6月期 1.60月分
報酬	副	議	竔	260,000 円	260,000 円	12月期 1.75月分
	議		員	233,000 円	233,000 円	計 3.35月分

⑤職員手当の状況 (一般会計)

区分	7(VL (//X A H)	内容		支給実績
期末・勤勉 手 当	・期末手当 1. ・勤勉手当 0. ※職務段階に応じ	千円 25 3,317		
扶養手当	・配偶者 13,000 扶養親族(配偶者 ・扶養親族でない 扶養親族 6,500 ・配偶者がいない 扶養親族 1 人目 ※特定期間満 15 元	16,610		
住宅手当	・借家の場合、家 ・持家の場合、新	3,386		
	交通機関利用者	電車・バス等の運賃相当	箱額	11,975
通勤手当	自家用車利用者	片道 2 キロ以上 5 キロオ 片道 5 キロ以上 10 キロ 片道 10 キロ以上最高限	未満 7,400 円	,
時間外手 当	・正規の勤務時間 (算出方法) (給与月額×12	合に支給される手当て	11,351	
管 理 職手 当	給与月額×役職に		%)	9,545
退職手当	退職事由	自己都合	勧奨・定年	219,895
	勤続 20 年	23.50	30.55	
	勤続 25 年	33.50	41.34	
	勤続 30 年	41.50	50.70	
	最高限度額	59.28	59.28	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措	置(2%~20%加算)	

⑥年次有給休暇取得等

総付与日数(a)	総取得日数(b)	対象職員(c)	平均取得率(b)/(c)	消化率(b)/(a)
6,096 ^日	1,439	人 154	9.3	23.6

(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

①分限処分

職員の身分保証を前提としつつ、職員がその職責を十分果たすことが出来ない場合に、職員の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいうもの。

	区分	免職	休職	降格	計
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
分限	心身の故障の場合	0	2	0	2
処分	特に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
	その他		0	0	0
計		0	2	0	2

②懲戒処分

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいうもの。

	区分	免職	停職	減給	戒告	計
	信用失墜行為の禁止	0	0	0	0	0
懲	秘密を守る義務	0	0	0	0	0
戒処	政治的行為の制限	0	0	0	0	0
分	争議行為等の禁止	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

(4) 職員の服務の状況

①地方公務員の服務規律の概要

職務に専念する義務職員は、法律又は特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければなりません。

職務に専念する義務の免除職員は、次の各号の一に該当する場合において、予め任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除することが出来ます。

- ア. 研修を受ける場合
- イ. 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ウ. 地方公務員法第55条第8項の規程に基づき、適法な交渉を行う場合
- エ. 前3項に規定する場合を除くほか、町長が定める場合
- ②服務規律の確保のためにとった措置の概要

年末年始や選挙における公務員倫理の確保を図るため、綱紀粛正の周知を行っています。

(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の実施状況

職員研修は、塩谷・那須南ブロック圏内の市町が合同で行っている研修及び栃木県 市町村職員研修協議会が行う研修等に参加しています。

研修項目	受講者
ブロック研修	16
県研修協議会	10
その他	13
計	39

②勤務成績の評定の実施状況

人事評価制度については、職員の能力及び公務能率の向上を図るため、導入に向けて検討しております。

(6) 職員の福利及び利益の保護の状況

①職員の健康の保持増進対策

区分	受診者数	内容
定期健康診断	人 57	職員の健康に対する認識を再確認し、病気の早期発見、早期 治療に努めるよう年 1 回、定期健康診断、成人病健康診断、 子宮頚ガン検診を実施した
人間ドック	88	医療機関等が、実施する総合検診
健康面談	57	職員の健康状態を把握し、相談に応じる

②職員互助会

地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生を図るため、塩谷町職員互助会に補助金を交付しています。

ア. 平成 19 年度決算額・・・510,000 円

イ. 対 象 職 員・・・・ 156名

②公務災害補償制度(平成19年度実績)

加 入 団 体		災	害	件	数
地方公務員災害補償基金栃木県支部				0	件

③公平委員会の報告事項(平成 19 年度実績)

区分	件	数
勤務条件に関する措置の要求		0 件
不利益処分に関する不服申し立て		0 件